

令和3年9月 定例理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年9月17日（金曜日）

2. 決議事項の提案及び報告事項の通知を行った理事

理事長 杉山博孝

3. 理事及び監事

理事18名

理事長 杉山 博孝 (昭49経)

副理事長 大枝 宏之 (昭52経)

理事 杉田 弘毅 (昭55法) 松村 之彦 (昭55社)

脇 英美 (昭56法) 寺畑 雅史 (昭57商)

三輪 隆司 (昭57商) 中原 俊也 (昭58商)

河口 真理子 (昭58経) 原島 朗 (昭59社)

横川 直 (昭61経) 菊地 和彦 (昭61社)

有田 浩之 (昭62経) 福原 真弓 (昭63社)

今中 明子 (平3社) 島田 直樹 (平5商)

八尾 紀子 (平5法) 高橋 広 (平6法)

監事5名

監事 北村 嘉章 (昭62商) 倉持 奈美子 (平6経)

川西 昌博 (平8商) 田邊 朋子 (平8商)

裕田 由貴 (平16社)

4. 議事録作成者

理事長 杉山博孝

5. 提案事項

第1号議案 7、8月中の入会・退会

6. 理事会の決議があったものとみなされた事項

第1号議案 7、8月中の入会・退会

7、8月中の入会・退会について、次のとおり承認する。

	7 月	8 月	累計
入会 (うち新入生)	計 63 名 (37 名)	計 32 名 (18 名)	427 名 (306 名)
退会 任意退会	16 名	18 名	91 名
死亡退会	36 名	23 名	142 名
	計 52 名	計 41 名	233 名
8 月末現在会員数			計 35,668 名

《参考》2020 年度累計
531 名
(361 名)

7. 報告があったものとみなされた事項

(1) 支部異動報告

支部長交代

・デリー支部

(新) ^{シミズ ユウイチ}清水 雄一 (平 4 商) (株) 三菱UFJ 銀行

(旧) ^{マツモト カツオ}松本 勝男 (平 2 法) 独立行政法人国際協力機構

・マニラ支部

(新) ^{ナカガワ ケンイチ}中川 賢一 (平 2 法) COTTON AND DIAZ INSURANCE SERVICES, INC.

(旧) ^{ヤナガワ ジュン}柳川 純 (昭 60 商) 三菱商事 (株)

・メルボルン支部

(新) ^{サトウ ツクシ}佐藤 標 (昭 61 社) 日本郵船 (株)

(旧) ^{シモダ ナオト}霜田 直人 (平 7 商) (株) 三菱UFJ 銀行

・デュッセルドルフ支部

(新) ^{ヤマニシ ヒロシ}山西 洋 (昭 61 経) 三菱ケミカル (株)

(旧) ^{アンザイ ヤスシ}安済 靖 (昭 59 法) 三井物産 (株)

・フランクフルト支部

(新) ^{テラダ キンヤ}寺田 公也 (昭 51 商) KINYA GMBH.

(旧) ^{フナキ ヨシマロ}故舟木 善磨 (昭 31 経)

・サンチャゴ支部

(新) ^{コジマ ナオキ}小島 直樹 (平 5 経) J X 金属 (株)

(旧) ^{タワダ サトシ}多和田 智 (平 5 法) 日本郵船 (株)

(2) 理事長及び副理事長の職務執行状況報告

一般法人法第 9 1 条 2 項及び当法人定款第 2 5 条第 3 項の定めに従い、令和 3 年 7 月から 9 月までの職務の執行状況について報告する。

(1) 部門別の事業活動の概況

令和 3 年 7 月及び 9 月の各定例理事会において、事業活動の概況を報告した。

(2) 四半期決算

7月定例理事会において、令和3年度第1四半期決算を報告した。

(3) 各種委員会その他の重要組織の活動状況

7月定例理事会において、財務経理委員会、会館運営委員会及び研修文化委員会の活動状況を報告した。

(4) 支部異動報告

9月定例理事会において、支部長交代を報告した。

(3) その他の報告

田所亮子広報・研修文化部長は、本人の申し出により8月末日付にて嘱託契約を終了し、退職した。

8. 今後の予定

令和3年

10月定例理事会	10月25日(月)	午後5時30分	2階	松風の間
11月定例理事会	11月29日(月)	午後5時30分	3階	松風の間
12月定例理事会	12月20日(月)	午後5時30分	3階	松風の間
	懇親会	午後6時30分	3階	けやきの間

令和4年

1月定例理事会	1月24日(月)	午後5時30分	3階	松風の間
2月定例理事会	2月28日(月)	午後5時30分	3階	松風の間
3月定例理事会	3月28日(月)	午後5時30分	3階	松風の間

以上

令和3年9月14日(火曜日)、理事長杉山博孝が理事及び監事に対して理事会の決議の目的事項についての提案を行い、当該提案について、理事全員から同意の意思表示を得、かつ、監事全員から異議の申し出が無かったことから、一般社団法人如水会定款第36条(決議の省略)の規定に基づき、理事会の決議の省略により当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

併せて、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項についての通知を行い、如水会定款第37条(報告の省略)の規定に基づき、理事会への報告の省略により当該報告が理事会へ報告することを要しないものとされた。

上記事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録の作成にかかる職務を行った理事が記名押印する。

令和3年9月17日

議事録作成者

一般社団法人 如水会

理事長 杉山博孝